

令和6年第1回九戸村議会定例会

令和6年3月15日（金）

午後2時 開議

◎議事日程（第4号）

- 日程第 1 二戸地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 2 議案第 44号 令和6年度九戸村一般会計予算
- 日程第 3 議案第 45号 令和6年度九戸村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 46号 令和6年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 47号 令和6年度九戸村索道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 48号 令和6年度戸田財産区特別会計予算
- 日程第 7 議案第 49号 令和6年度伊保内財産区特別会計予算
- 日程第 8 議案第 50号 令和6年度江刺家財産区特別会計予算
- 日程第 9 議案第 51号 令和6年度九戸村水道事業会計予算
- 日程第 10 議案第 52号 令和6年度九戸村下水道事業会計予算
- 日程第 11 会期中における仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第 12 議案第 53号 瀬月内集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 13 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 14 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 15 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第 17 議会閉会中における議員派遣の件について

◎出席議員（10人）

1番	大崎	優一	君	6番	坂本	豊彦	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	川戸	茂男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（1人）

11番 高崎 覺志 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴山	裕康	君				
副	村	長	伊藤	仁君				
教	育	長	高橋	良一君				
総	務	課	長	中奥	達也君			
会	計	管	理	者	野辺	地利之君		
兼	税	務	住	民	課	長		
保	健	福	祉	課	長	浅水	涉君	
産	業	振	興	課	長	川原	憲彦君	
地	域	整	備	課	長	関口	猛彦君	
教	育	次	長	松浦	拓志君			
地	域	整	備	課	主	幹	上村	浩之君
兼	水	道	事	業	所	長		

◎職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開議の宣告（午後 2 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） ただ今の出席議員は、10 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、11 番、高崎覺志議員から欠席の届出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

3 月 15 日付けで、村長から別紙追加議案一覧表のとおり、議案 1 件の送付がありました。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、会期中における議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎二戸地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（桂川俊明君） これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、「二戸地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

この選挙は、二戸地区広域行政事務組合規約第 9 条の規定によって行うものであり、本議会において、議員のうちから選挙により選任するべき数は、1 人であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

二戸地区広域行政事務組合議会の議員に、保大木信子議員を指名いたします。
お諮りいたします。ただ今、議長が指名いたしました保大木信子議員を、二戸地区広域行政事務組合議会の議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました保大木信子議員が、二戸地区広域行政事務組合議会の議員に当選されました。

ただ今、二戸地区広域行政事務組合議会の議員に当選されました保大木信子議員が議場におられます。本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎議案第 44 号から議案第 52 号までの予算特別委員会委員長の報告

○議長（桂川俊明君） 日程第 2、議案第 44 号「令和 6 年度九戸村一般会計」から日程第 10、議案第 52 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計予算」までの議案 9 件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました各議案は、3 月 8 日の会議において、予算特別委員会を設置し、付託したものであります。

審査が終わり、報告書が提出されております。審査結果について、予算特別委員会長の報告を求めます。

委員長、中村國夫議員の登壇を許します。

（予算特別委員会委員長 中村國夫君登壇）

○予算特別委員会委員長（中村國夫君） 予算特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第 44 号「令和 6 年度九戸村一般会計予算」から議案第 52 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計予算」までの議案 9 件でありました。

慎重なる審査の結果、全議案について、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

なお、議案第 46 号「令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、1 人の委員から反対討論がありました。

起立による採決を行い、賛成者多数により「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。そのほかの 8 件の議案につきましては、委員全員の賛成により「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

以上、委員長報告といたします。

（予算特別委員会委員長 中村國夫君降壇）

○議長（桂川俊明君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、日程第2、議案第44号「令和6年度九戸村一般会計予算」から日程第10、議案第52号「令和6年度九戸村下水道事業会計予算」までの議案9件は、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。
議案9件は、順次、討論、採決いたします。
-

◎議案第44号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 最初に、日程第2、議案第44号「令和6年度九戸村一般会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。
従って、議案第44号「令和6年度九戸村一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第45号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、日程第3、議案第45号「令和6年度九戸村国民健康保険特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。
従って、議案第45号「令和6年度九戸村国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、日程第 4、議案第 46 号「令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「議長、あります」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「2 番」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 2 番、久保えみ子議員

- 2 番（久保えみ子君） 私は、議案第 46 号「令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、75 歳という年齢を重ねただけで今まで入っていた国保や健保から外され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる、そして健康診断から外来、入院まであらゆる段階で 75 歳を超えたというだけで、安上がりの差別医療が押し付けられるひどい差別制度です。保険料は 2 年ごとに見直され、令和 6 年度においても値上げされます。この制度が存続すればするだけ、保険料が天井知らずに連続的に値上げされていきます。際限のない保険料値上げと差別医療の、この制度が高齢者を苦しめています。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。今の後期高齢者医療保険制度の、あり方が問題だと考えます。

このことから、議案第 46 号「令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」についての反対討論とします。

- 議長（桂川俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

- 議長（桂川俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第 46 号「令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に日程第 5、議案第 47 号「令和 6 年度九戸村索道事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 47 号「令和 6 年度九戸村索道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に日程第 6、議案第 48 号「令和 6 年度戸田財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 48 号「令和 6 年度戸田財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、日程第 7、議案第 49 号「令和 6 年度伊保内財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第49号「令和6年度伊保内財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 次に、日程第8、議案第50号「令和6年度江刺家財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第50号「令和6年度江刺家財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 次に、日程第9、議案第51号「令和6年度九戸村水道事業会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第51号「令和6年度九戸村水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） 次に、日程第10、議案第52号「令和6年度九戸村下水道事業会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第52号「令和6年度九戸村下水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎会期中における仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（桂川俊明君） 次に、日程第11、「会期中における仮議長の選任を議長に委任する件」を議題といたします。

お諮りいたします。議長に事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定によって、この会期中における仮議長の選任を、議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、この会期中における仮議長の選任を、議長に委任することに決定いたしました。

それでは、この会期中における仮議長として、坂本豊彦議員を指名いたします。坂本豊彦議員は、登壇願います。

（6番 坂本豊彦君登壇）

○6番（坂本豊彦君） ただ今、ご推挙賜りました坂本豊彦でございます。皆さま方のご協力を得まして議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（桂川俊明君） ここで、議長席を仮議長に交代いたします。

（坂本豊彦君 議長席に着席）

◎議案第53号の上程・説明・質疑・討論・採決

○仮議長（坂本豊彦君） 日程第12、議案第53号「瀬月内集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定によって、桂川俊明議長の退場を求めます。

(桂川俊明議長 議場より退場)

○仮議長 (坂本豊彦君) これより提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長 (中奥達也君) それでは、議案第 53 号「瀬月内集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、ご説明いたします。

瀬月内集落センターの管理運営を、次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、瀬月内集落センター。指定管理者は、名称、瀬月内自治会。所在地、九戸村大字戸田第 1 地割 65 番地 11。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まででございます。

令和 6 年 3 月 15 日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、瀬月内集落センターの指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、資料として議案第 53 号に係る指定管理者の指定に関する概要説明書を別に付けておりますので、お目通しいただきたく存じます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○仮議長 (坂本豊彦君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○仮議長 (坂本豊彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○仮議長 (坂本豊彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○仮議長 (坂本豊彦君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 53 号「瀬月内集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

ここで、桂川俊明議長の入場を求めます。

(桂川俊明議長 議場に入場)

○仮議長 (坂本豊彦君) ここで、議長を交代します。

(桂川俊明議長 議長席に着席)

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（桂川俊明君） 日程第 13、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の教育施設等の視察調査ならびに総務教育常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（桂川俊明君） 日程第 14、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査ならびに産業民生常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（桂川俊明君） 日程第 15、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、議会広報紙の発行および広聴に関する事務ならびに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 16、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会閉会中における議員派遣の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 17、「議会閉会中における議員派遣の件について」を議題といたします。

令和 6 年度の議会閉会中において、本村の重要懸案事項の促進、要望及び所管分野の調査、視察等のため、県内外の関係機関等には、会議規則第 128 条により議員を派遣するものとし、派遣するに当たっては、お手元に配布してあります「議員派遣の件」のとおりとし、派遣議員はその都度、議長が指名することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、令和 6 年度の議会閉会中において、本村の重要懸案事項の促進、要望および所管分野の調査、視察等のため、県内外の関係機関等には、会議規則第 128 条により議員を派遣するものとし、派遣するに当たっては「議員派遣の件」のとおりとし、派遣議員はその都度、議長が指名することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(桂川俊明君) これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（桂川俊明君） 以上をもちまして、令和6年第1回九戸村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会（午後2時35分）